

【重要】必ずお読みください

令和4年度大学等奨学生採用候補者の皆さんへ

給付奨学生採用候補者のしおり

この冊子は、給付奨学生採用候補者となった人が、大学等への進学後に奨学金の支給を受けるために必要な手続きについて記載しています。

貸与奨学生採用候補者となった人は、併せて配付する冊子「貸与奨学生採用候補者のしおり」もお読みください。

〔ご注意〕

- 本冊子が入っている封筒の裏面の記載と中身を照合し、書類がそろっているかを確認してください。
- 進学後の手続き等について確認し、進学後は、速やかに「進学届」を提出してください。



独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization


給付奨学生採用候補者となってから必要となる手続きの流れ

現在

○ **確認** すぐに次のことを確認しましょう。

- ・渡された書類がそろっているか（封筒裏面）
- ・進学を予定している学校が給付奨学金を受けることができる対象校か（3ページ）
- ・進学後に受けることができる奨学金の内容（4ページ～）

○ **進学前の準備** 決定通知の内容を確認し、進学に向けた準備をしましょう。

- ・奨学金振込口座の開設（10ページ）
- ・「進学前準備チェックシート」（同封）への記入 

○ **書類の準備** 進学時に必要な書類を用意しましょう。

- ・進学時に提出が必要な書類を用意し、紛失しないよう保管（11ページ）
- ※「採用候補者決定通知」を紛失した場合、奨学金の振込みが大幅に遅れる場合があります。

給付奨学金が受けられる学校へ進学（令和4年4月～）

○ **進学時の手続き** すみやかに「進学届」を提出（入力）しましょう。

- ・必要書類の提出（12ページ）
- ・「識別番号」の受け取り
- ・「進学届」の提出（インターネットによる入力・送信）（12ページ）
- ※提出期間は進学後、すぐに進学先へ確認しましょう。

○ **授業料・入学金の減免手続き** 忘れずに学校に申請しましょう。

- ・進学先の学校から申込関係書類の受け取り（14ページ）
- ・「授業料等の減免の対象者の認定に関する申請書」の提出

○ **採用**

- ・「給付奨学生証」等の受け取り、奨学金の振込開始（12ページ）

○ **給付奨学生になってから（13ページ）**

※あなたが高等専門学校3年次生の場合は「進学」を「高等専門学校4年次生に進級」と適宜読み替えてください。



採用候補者が進学して給付奨学金を受けられる学校（「確認大学等」といいます。）

給付奨学金の支給を受けられる学校は、下表で支給対象としている学校種別・課程のうち国又は地方公共団体から授業料等減免や給付奨学金の対象となることの確認を受けた学校です。ただし、正規の学籍で在籍する場合に限り（「科目等履修生」「聴講生」等は対象外です）。

対象校は次の文部科学省ホームページで公開されていますので確認してください。

https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm

令和4年度中に確認大学等へ進学しなかった場合、採用候補者としての資格を失います。



学校種別・課程		支給の可否
大学	学部・学科	○
	通信教育課程（※1）	○
	専攻科・別科	×
短期大学	学科	○
	通信教育課程	○
	専攻科（※2）	△
	別科	×
高等専門学校（高専）	4・5年生	○
	専攻科（※2）	△
専修学校（※3）	専門課程	○
	通信教育課程（※1）	○

（※1）通信教育課程及び放送大学は、スクーリング受講の有無に関わらず、年に一度、年額が一括支給されます。

（※2）独立行政法人大学改革・学位授与機構の認定を受けた専攻科に限ります。

●令和3年度版 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧

https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/senkouka.html

（※3）専修学校の高等課程、一般課程及び附帯教育（附帯事業）は対象外となります。



外国籍の方へ

外国籍の方は、次のいずれかの在留資格を有している方のみ、給付を受けられます。

「法定特別永住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」

※1 「定住者」は、将来永住する意思のある人に限ります。

※2 在留期限が進学日前になっている場合、在留資格の更新手続きを忘れると、奨学生に採用されません。

※3 進学時に改めて在留資格等を申告していただく必要があります。

※4 上記以外の在留資格であることが判明した場合は、採用を取り消し、振込済みの奨学金全額をすみやかに返金していただくことになります。

【本冊子の用語】

あなた.....給付奨学生採用候補者に決定した本人

JASSO.....日本学生支援機構

採用候補者...給付奨学生採用候補者（給付奨学金の予約を申し込んで選考に通った人）

決定通知.....「大学等奨学生採用候補者決定通知」（採用候補者として決定したことの通知）

進学届.....進学したことの届出（進学後にインターネットで行います。）

生計維持者...父母（父母ともいる場合は2人とも）。父母ともいない場合は、代わって生計を維持している主たる人（例えば、祖父または祖母等）

社会的養護を必要とする人 18歳となる前日までに（奨学金申込時点で18歳になっていない人の場合は、奨学金申込時点で）次の施設等に入所して（養育されて）いた（いる）人
 ・児童養護施設 ・児童自立支援施設 ・児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称） ・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者
 ・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者 ・里親

確認① 「決定通知」の記載内容

「決定通知」に記載されている内容を確認し、「進学前準備チェックシート」の「決定通知の記載内容」欄へ転記しておきましょう。（決定通知は、「進学先提出用」と「本人保管用」に分かれており、ここでは「本人保管用」を表示しています。）

この通知は、進学後の手続きに必要な重要なものです。紛失しないよう大切に保管してください。

令和4年度大学等奨学生採用候補者決定【本人保管用】

令和●年●月●日

登録番号	99999901-100-00999			
学年等	3	年	10	組
	出席番号		A000001	
氏名	学校用 見本 様 (ガツウヨウ ミン)			

独立行政法人
日本学生支援機構

(印影印刷)

本機構は、あなたを下記のとおり令和4年度大学等奨学生採用候補者に決定しました。
 ついては、あなたが令和4年度に本機構奨学金対象の学校に進学（高等専門学校3年次生の場合は本機構奨学金対象の高等専門学校4年次に進級又は本機構奨学金対象の学校に進学。以下同じ。）し、学校の定める期限までに所定の手続きを完了したときに限り、奨学生として採用し、奨学金の振込みを開始します。

記

1. 申込内容及び選考結果

申込内容	給付奨学金 希望する	貸与奨学金			
		第1希望 併用貸与	第2希望 第一種奨学金	第3希望 第二種奨学金	入学時特別増額貸与奨学金 希望する
選考結果	給付奨学金 候補者決定 支援区分：第Ⅰ区分	併用貸与(※1) 候補者決定	第一種奨学金 -	第二種奨学金 -	

要件確認	給付奨学金				
	○	○	○	○	○
国籍・在留資格等	○	○	○	○	○
家計に関する基準	○	○	○	○	○
学業成績・学修意欲に関する基準	○	○	○	○	○
高卒後の期間・高卒認定合格(見込)	○	○	○	○	○
必要書類の提出(※3)	○	○	○	○	○

※1 併用貸与とは、第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けることを表します。
 ※2 「○」は各要件・資格等に該当、「×」は非該当（必要書類未提出等の理由による判定不可を含む。）、「-」は申込時に希望していない（もしくは希望順位の高い種類が決定した）ため未判定であることを表します。
 ※3 「必要書類の提出」の「必要書類」とは、「マイナンバー」、「奨学金確認書」、マイナンバーを提出できない場合の「所得証明書」等又は国籍・在留資格に関する証明書（該当者のみ）等です。

2. 採用候補者となった奨学金の内容について

		給付奨学金(注1)	第一種奨学金(無利子)(注3)	第二種奨学金(有利子)	入学時特別増額貸与奨学金(有利子)
利用条件		支援区分：第Ⅰ区分◆ 社会的養護を必要とする人	最高月額利用：可 猶予年限特例：対象		日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込：不要
申込時の 選択内容 (注2)	貸与額	*****	最高月額	月額120,000円	一時金500,000円
	返還方式	*****	所得連動返還方式	定額返還方式	定額返還方式
	保証制度	*****	機関保証	人的保証	人的保証
	利率の算定方法	*****	*****	利率見直し方式	利率見直し方式

注1 給付奨学金の月額（「利用条件」欄に記載の「支援区分」、進学先の学校の学校種別、設置者（国公私）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）により定まります。また、給付奨学金の支援区分に「◆」印がある人で生活保護世帯の自宅から通学する場合、又は、社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学する場合の給付奨学金の月額は、月額表（「給付奨学生採用候補者のしおり」参照）に記載の（ ）内の金額となります。なお、支援区分は家計の状況により毎年度10月に見直されます。
 注2 貸与奨学金に係る「申込時の選択内容」に記載の内容は、「進学届」の提出時に改めて選択し直すことができます（「進学届」の提出により内容が確定し、その後は変更できない等の制限が発生することがあります）。
 注3 第一種奨学金の貸与月額は、進学先の学校の学校種別、設置者（国公私）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）により定まる金額（「貸与奨学生採用候補者のしおり」参照）の中から「進学届」にて選択します。ただし、第一種奨学金の「利用条件」欄に「最高月額利用：不可」と印字されている場合、「最高月額」は利用できません（「最高月額」以外の月額から選択となります）。また、給付奨学金を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が制限されます。

進学届提出用パスワード（半角英数字10桁） ABCDE98765

※ 進学後の手続きにて必要になります。

確認①

「決定通知」の記載内容

①登録番号

採用候補者に付与される番号です。

②氏名

氏名が正しいことを確認してください。

特に「カナ氏名」が違っていると奨学金の振込みができません。

※小文字は、すべて大文字で表記されています。（訂正の必要はありません。）

例) ショウガク ⇒ ショウガク

③申込内容

あなたが申し込んだ奨学金の種類を記載しています。

④選考結果

奨学金の種類ごとに、「採用候補者」に決定したか、採用候補者とならず「不採用」であったかを記載しています。

⑤選考結果の内訳

あなたが申し込んだ奨学金について、各要件の該当状況を「○・×・ー」で記載しています。

⑥採用候補者となった奨学金の内容

採用候補者として決定した奨学金の内容です。

- ・給付奨学金の「支援区分」は毎年10月に見直されます。（13ページ）
- ・生活保護世帯、又は、社会的養護を必要とする人として採用候補者に決定した場合、給付奨学金の支援区分に「◆」印が記載されています。

⑦進学届提出用パスワード

パスワードは、「進学届」の提出（12ページ）に必要です。

パスワードは【本人保管用】にのみ記載されています。

管理には十分注意してください。

確認②**決定内容の確認**

「決定通知」に記載されている内容を確認してください。

次の項目は「進学届」の提出時（12ページ）に変更ができます。

項目		備考
1	奨学金の辞退 (全部辞退)	進学できなかった場合を含め、 <u>辞退の手続きは不要</u> です。「進学届」を提出しなければ、すべての奨学金を辞退したものと取り扱います。
2	貸与奨学金のみ辞退 給付奨学金のみ辞退 (一部辞退)	「進学届」にて利用しない奨学金について辞退できます。
3	あなたの氏名	氏名に変更がある場合でも、 <u>進学届ではひとまず採用候補者決定通知に記載されている氏名を入力</u> します。進学届提出後に、別途改氏名等の手続きが必要となります。
4	あなたの生年月日	変更（訂正）がある場合、進学後、進学先の学校の奨学金窓口に申し出てください。
5	あなたの性別	



貸与奨学金をあわせて申し込まなかった方へ

給付奨学金は、毎年10月に支給額が見直されるため（13ページ）、卒業までの間に支給額が下がったり、支給対象外となることがあります（貸与奨学金は、原則として修業年限まで貸与額の見直しはありません）。

これらに備え、予約採用では貸与奨学金の申請を見送った方も、進学後、在学採用で申請できる機会がありますので、進学後、貸与奨学金を申し込むことについても検討してください。

※進学前に貸与奨学金を追加して申し込むことはできません。進学後に進学先の学校を通じて申込みをしてください。

例) 給付奨学生採用候補者となった人が第一種奨学金も希望する場合 等

(参考) 奨学金の支給金額

1. 一般の課程の支給月額

給付奨学金の支給を受けられる学校に入学後、正規の卒業時期まで、支援区分(第Ⅰ～Ⅲ区分)に応じて、学校の設置者(国公立・私立)及び通学形態(自宅通学・自宅外通学)により定まる下表の金額(月額)が、原則として毎月振り込まれます。

自宅通学・自宅外通学の取扱いについては、8ページにて確認してください。

学校種別・世帯の所得金額に基づく支援区分		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・ 専修学校(専門課程)	第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	38,300円 (42,500円)	75,800円
	第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	25,600円 (28,400円)	50,600円
	第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	12,800円 (14,200円)	25,300円
高等専門学校 (4～5年生)	第Ⅰ区分	17,500円 (25,800円)	34,200円	26,700円 (35,000円)	43,300円
	第Ⅱ区分	11,700円 (17,200円)	22,800円	17,800円 (23,400円)	28,900円
	第Ⅲ区分	5,900円 (8,600円)	11,400円	8,900円 (11,700円)	14,500円

(注) 生活保護(扶助の種類を問いません。)を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

2. 通信教育課程の支給額

給付奨学金の支給を受けられる学校に入学後、正規の卒業年度まで、支援区分(第Ⅰ～Ⅲ区分)に応じて、授業形態(印刷教材、スクーリング、放送、メディア)、学校の設置者(国公立・私立)、通学形態(自宅通学・自宅外通学)に関わらず、下表の金額(年額)が年1回振り込まれます。

支援区分	(国公立・私立、自宅・自宅外共通)
第Ⅰ区分	51,000円(年額)
第Ⅱ区分	34,000円(年額)
第Ⅲ区分	17,000円(年額)



給付奨学金とあわせて第一種奨学金の貸与を受ける方へ

給付奨学金とあわせて第一種奨学金の貸与を受ける方は、給付奨学金における通学形態(自宅通学・自宅外通学)に揃えることとなります。

給付奨学金の支給を受けている期間は、第一種奨学金の月額が調整されます(9ページ)。



自宅通学・自宅外通学とは

- ・「自宅通学」とは、あなたが生計維持者（父母等）と同居している（またはこれに準ずる）状態のことをいいます（生計維持者が単身赴任等により一時的に別居している場合も自宅通学になります）。
- ・「自宅外通学」とは、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。また、「自宅外通学」の月額で支給を受けるためには、以下のア～オのいずれかに該当している必要があり、満たしていないことが判明した場合、自宅外月額が振り込まれていた場合でも自宅月額に変更されます。
- ・**「自宅外通学」を選択する場合でも、当初は自宅通学の支給月額が振り込まれます。**自宅外月額の振込みは、「自宅外通学」であることの証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）を提出し、不備なく審査終了した後になります。なお、審査終了後の奨学金振込日において「自宅外通学」となった月からの差額がまとめて振り込まれます。

ア. 実家（生計維持者いずれもの住所）から大学等までの通学距離が片道 60 キロメートル以上（目安）

イ. 実家から大学等までの通学時間が片道 120 分以上（目安）

ウ. 実家から大学等までの通学費が月 1 万円以上（目安）

エ. 実家から大学等までの通学時間が片道 90 分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が 1 時間当たり 1 本以下（目安）

オ. その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

- ◆ 「自宅外通学」の条件や証明書類については、JASSO ホームページに掲載している「自宅外通学条件確認チャート」、「自宅外通学に関する Q&A」で詳細を確認することができます。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/zitakugai.html>



※自宅通学であるにもかかわらず自宅外通学の月額の支給を受けていた場合、自宅通学となった時点でさかのぼって月額を減額するための差額調整を行います。調整により数か月間奨学金の振込みが無くなる場合があるほか、調整ができない場合は返金していただく場合もあります。また、自宅外通学であることを偽ったときは、不正に得た金額の最大1.4倍を返金いただく場合があります。

(参考) 奨学金の支給額 (続き)

3. 他の制度との併用

(1) 第一種奨学金を併せて利用する場合

第一種奨学金の月額、定められた金額の中から奨学生が選択することができますが、給付奨学金の支給を受けている期間中は、次の表のとおり、あなたが選択した月額から調整（減額または増額）されることとなりますので、注意してください。

学校種別・給付奨学金の区分	国公立		私立		
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	
大学	第Ⅰ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,300円 (25,000円)	13,800円	21,700円 (20,000円、30,300円)	19,200円
短期大学	第Ⅰ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	3,800円 (7,100円)	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	24,300円 (29,000円)	17,800円	22,900円 (28,500円)	17,400円
高等 専門学校	第Ⅰ区分	7,900円 (5,600円)	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	20,200円 (20,700円)	15,100円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,000円、32,500円 (20,000円、35,800円)	20,000円、 33,000円	24,600円 (28,800円)	26,000円
専修学校 (専門課程)	第Ⅰ区分	1,900円 (3,800円)	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	16,200円 (19,500円)	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,000円、30,500円 (20,000円、35,200円)	24,000円	23,800円 (29,400円)	18,300円

(注1) 生活保護（扶助の種類を問いません。）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

(注2) 30,000円を超える月額設定のある区分においては、当該月額と20,000円とのいずれかを選択できます。

(注3) 夜間部（昼夜課程を除く）に在籍している人への貸与月額は、上表の金額とは別に定められた金額となります。詳細は、JASSOのホームページに掲載している第一種奨学金の貸与月額表をご覧ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/kingaku/2019ikou.html



(注4) 進学後、給付奨学金の手続きで「自宅外通学」を選択する場合、第一種奨学金も当初は自宅月額の振込みとなります。自宅外月額の振込みは、「自宅外通学」の書類審査完了後となります。「自宅外通学」の書類審査完了までに振り込まれた第一種奨学金の自宅月額は、自宅外月額へ変更となった月以降に返金が必要となる場合があります。

(2) 国費による給付金との併給制限

「一般の課程」、「通信教育課程」のいずれにおいても、あなたが国費による給付金（※）を受けている間は、給付奨学金の支給が停止（0円）となります。

※教育訓練支援給付金、訓練延長給付、技能習得手当及び寄宿手当、職業訓練受講給付金、高等職業訓練促進給付金、職業転換給付金を指します。

◆文部科学省ホームページ掲載資料（「他法令に基づく同様の支援を受ける場合の給付型奨学金の併給調整について」）参照
https://www.mext.go.jp/content/20201111-mxt_gakushi01-1409388_04.pdf

準備①

【全員】奨学金振込口座の準備

奨学金は、奨学生本人（あなた）名義の口座に振り込みます。進学するまでに使用できる口座を必ず用意してください。

	使用できる	使用できない
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く）	農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専門銀行（楽天銀行、ジャパンネット銀行等）、その他一部の銀行（新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行）
口座	<u>本人名義</u> の普通預金（通常貯金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、休眠口座

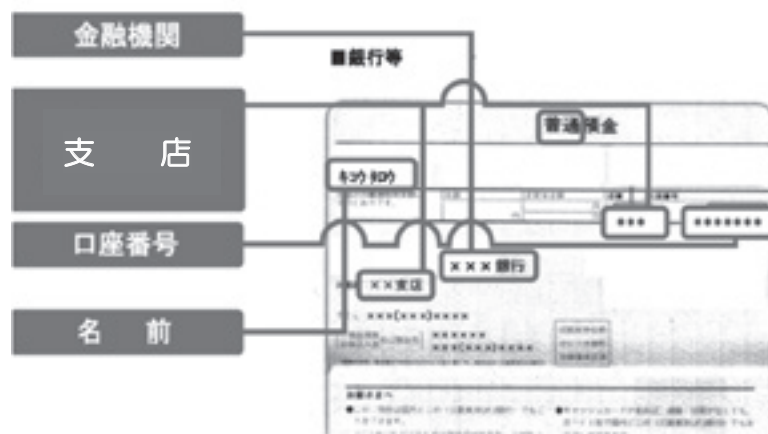


記入しましょう

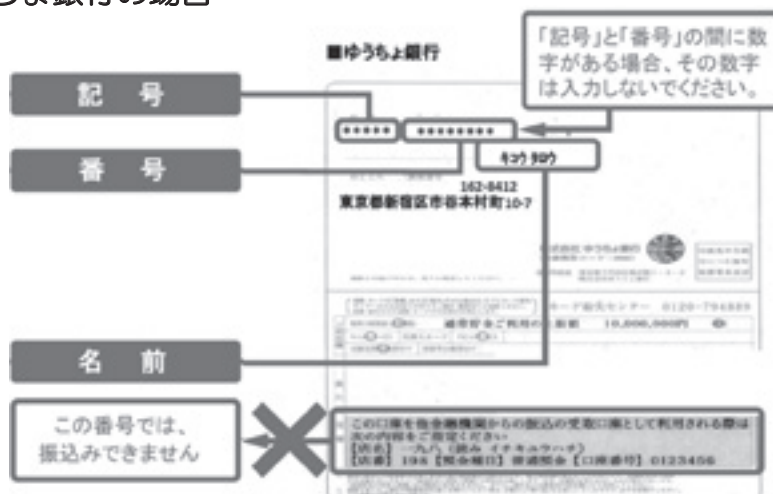
「進学届」では、正確に振込口座情報を届け出る必要があります。

「進学前準備チェックシート」5. に、通帳等に記載された口座情報を正しく記入しましょう。

(1) ゆうちょ銀行以外の銀行等の場合



(2) ゆうちょ銀行の場合



準備②

進学時に用意する書類の最終確認

下の表であなた自身が用意する必要がある書類を確認し、**進学後**、進学先の学校から指示のあった際にいつでも提出・確認ができるよう、用意しておいてください。

○.....進学先へ提出が必要なもの

●.....「進学届」提出（入力）の際、手元に置いておく必要があるもの

書類の名称	提出が必要な人	書類の内容・注意点	使い方
「採用候補者決定通知」 【進学先提出用】	全員	決定通知の裏面に必要事項をすべて記入したうえで、進学先に提出してください。	○
「採用候補者決定通知」 【本人保管用】	全員	「進学届」を入力する際に必要な「パスワード」が記載されています。	●
「進学前準備チェックシート」	全員	10 ページの「使用できる」奨学金の振込口座を用意し、通帳等で確認した口座情報を正しく記入します。口座情報は、進学後、「進学届」で入力する際に必要な情報です。	●
自宅外通学であることの 証明書類	該当者のみ	進学した月から自宅外通学をする場合は、自宅外から通学していることを証明する書類の提出が必要です。 (証明書類の例) 契約者又は入居者として本人氏名の記載があるアパート・マンション等の「賃貸借契約書」や「入寮許可書」等 ※1 賃貸借の契約者があなた以外の人であるときは、追加の証明書類の提出が必要になる場合がありますので、あなた名義で賃貸借契約を結ぶことをお勧めします。 ※2 自宅外通学の条件については8 ページ参照	○

「採用候補者決定通知」を紛失した場合、奨学金の支給が大幅に遅れる場合があります。紛失しないよう、大切に保管してください。

進学後① 進学後の手続き（令和4年4月進学後）

進学届の提出により、給付奨学生に採用されます。

進学後は学校の指示にしたがって、すみやかに「進学届」の提出を行ってください。

期限までに提出しない場合は、採用候補者であることを辞退したものと取り扱います。

1. 進学時の提出書類

進学したときは、すみやかに11ページの表のうち「○」が記載されている書類を進学先の奨学金窓口へ提出してください。

※進学先の学校から奨学金の説明会への出席を指示された場合は、必ず出席してください。

2. 「進学届」の提出

「進学届」は、進学後速やかにインターネットを通じて提出します。

入力期間や手順については、必ず進学先の学校の指示に従ってください。

※病気等やむを得ない事情により学校が定める入力期間中に提出できないときは、速やかに進学した学校に相談してください。

3. 採用・奨学金の振込開始

「進学届」を提出すると、給付奨学生として採用され、奨学金の振込みが開始されます。

初回振込月は「進学届」の提出時期によって異なりますが、振込開始が5月の場合、4月分とまとめて2か月分振り込まれます。

※「進学届」にて入力（確認）した奨学金振込口座に誤りがある場合は振込みが遅れます。

※通信教育課程に進学した場合は、概ね「進学届」提出の翌月に振り込まれます（年1回）。

4. 採用時の交付書類

給付奨学生として採用されると、進学先の学校から「給付奨学生証」が交付されます。

「給付奨学生証」は給付奨学生としての資格を証明するものです。記載事項について誤りがないか確認し、大切に保管してください。

また、「給付奨学生証」の裏面には「給付奨学生のしおり ダイジェスト版」が掲載されています。注意事項や支給中の手続きなどが記載されているので、よく読んで内容を確認してください。ホームページには「給付奨学生のしおり」も掲載されるので、あわせてよく読んでください。

(参考) 給付奨学生になってから

1. 給付奨学生になってからの変更事項

(1) 奨学金振込口座

使用できる口座（10ページ）であれば変更することができます。

(2) 通学形態（8ページ）

通学形態（自宅通学・自宅外通学）を変更する場合、速やかに届出が必要です。

※自宅通学であるにもかかわらず自宅外通学の月額を支給を受けていた場合、自宅通学となった時点でさかのぼって月額を減額するための差額調整を行います。調整により数か月間奨学金の振込みが無くなる場合があるほか、調整ができない場合は返金していただく場合もあります。また、自宅外通学であることを偽ったときは、不正に得た金額の最大1.4倍を返金いただく場合があります。

2. 適格認定

(1) 家計

奨学金支給期間中、毎年、JASSOが、あなたと生計維持者の所得の情報（マイナンバーにより取得）やあなたが報告した資産額に基づき、給付奨学金の家計基準を満たしていることを確認します。

※1 確認の結果、10月から奨学金の支給が止まったり、支援区分が見直されることにより支給額が変わることがあります。（見直し後の支援区分は、インターネットにて確認していただきます。）

※2 事情により申込時にマイナンバーを提出できなかった者については、支給期間中、毎年、所得に関する書類を提出する必要があります。期日までに必要な書類が揃わないときは、振込が遅れたり止まったりする場合があります。

(2) 学業成績・学修意欲

在学する大学等により、学業成績・学修意欲の確認が行われ、その結果がJASSOに報告されます。

※1 次のいずれかに該当する場合、奨学金の支給が打ち切られます。（学業成績が著しく不良であり、災害、傷病その他のやむを得ない事由がない時は、返還が求められます。）

(1) 修業年限で卒業できないこと（卒業延期）が確定した場合

(2) 修得単位数が標準の5割以下の場合

(3) 出席率が5割以下など、学修意欲が著しく低いと学校が判断した場合

※2 次のいずれかの場合には、「警告」を受け、それを連続で受けた場合には支給が打ち切られます。

(1) 修得単位数が標準の6割以下の場合

(2) GPA（平均成績）等が下位4分の1の場合

(3) 出席率が8割以下など、学修意欲が低いと学校が判断した場合

※3 上記による適格認定による学業成績などの基準に該当する以外の場合にも、次のいずれかに該当するときは、支給が打ち切られたうえで、返還が求められます。

(1) 偽りその他不正の手段により支給を受けた場合

(2) 大学等から退学・停学（無期限又は3か月以上のものに限り、）の懲戒処分を受けた場合

3. 在籍報告

在籍状況や通学形態などの申告内容に変更がないか等、毎年4月・7月・10月（採用初年度は7月・10月）に報告を求めます。

期限までに報告がないときは、給付奨学金の支給が止まります。

その他の必要な手続きについては、給付奨学生となった人への通知やJASSOのホームページなどで案内します。

(参考) 授業料・入学金の減免手続き

給付奨学金の支給対象の学生は、授業料・入学金の減免（減額と免除）も同時に受けることができます。

手続きの方法や時期は学校によって異なるため、進学先の学校の指示に従ってください。

1. 進学時の申込み

進学先の学校から申込関係書類を受け取り、「授業料等の減免の対象者の認定に関する申請書」に記入し、提出します。

※進学先の学校で入学手続きの時に確認してください。

※「給付奨学金」の採用候補者であっても、必ず進学先での申込みが必要です。

※「給付奨学金」を希望されない方で、授業料・入学金の減免のみに申し込むことも可能です。

※「入学金」の免除・減額を受けられるのは、入学月から支援対象となった学生です。

2. 対象校

給付奨学金を受けられる学校（確認大学等）と同じです。

確認大学等は、文部科学省ホームページで公開されていますので確認してください。

https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm

3. 支援対象者の要件（基準）

給付奨学金の支援要件（基準）と同じです。（「給付奨学金案内」5～6ページ参照）

4. 減免額

給付奨学金の支援区分（第Ⅰ～Ⅲ区分）、学校の設置者（国公立・私立）、学校種（大学、短期大学、専修学校等）により決まります。（「給付奨学金案内」14～15ページ参照）

採用となってから

5. 継続願（授業料の減免）の提出

入学時に授業料・入学金の減免を受けた後、引き続き授業料の減免を希望する場合は、継続願を提出します。

※「継続願」は、夏頃と春頃に提出します。

6. 適格認定（家計・学力）

毎年度、収入状況を確認し、10月に授業料減免額（支援区分）が変更されることがあります。また、進学後の学業成績等に基づいて、翌年度（2年以下の課程は翌半期）の継続支給について審査があります。

※給付奨学金の適格認定（「給付奨学金案内」13ページ参照）と同じ基準で審査されます。

進学後の手続きについて、動画で確認しましょう！



奨学金の予約を申し込み、採用候補者として決定された方向けに、進学前の準備や進学後の手続き等の概要について、JASSOのホームページの動画で説明していますので、確認しましょう。

「採用候補者の皆さんへ（動画）」

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyakukouhosha/movie.html>

ホーム > 奨学金 > 申込みに関する手続き > 進学前に申し込む（予約採用） >

大学等奨学生採用候補者（予約採用）に決定された方へ > 採用候補者の皆さんへ（動画）

手続きに関するお問い合わせ先

日本学生支援機構 奨学金相談センター

奨学金の手続きに関する一般的なお問い合わせに関する相談窓口です。

【電話番号】0570-666-301（ナビダイヤル・全国共通）

【受付時間】9時～20時（土日祝日・年末年始を除く）